

令和 2 年 第 4 回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和 2 年 3 月 2 4 日（火）			
招集の場所	時津町役場本庁舎 5 階第 2 会議室			
開・閉議日時及び宣言	開 議	令和 2 年 3 月 2 4 日（火）午後 1 時 1 5 分		
	閉 議	令和 2 年 3 月 2 4 日（火）午後 2 時 3 0 分		
出欠委員の氏名 出席 5 名 欠席 0 名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	吉田三知子	○	
	委 員	宮原 克也	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	川崎 孝敏	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	松園 喜秀	社会教育課長	蒔添 浩明
	学校教育課長	岡 由紀子	教育総務課長	栗山 浩毅
			教育総務課長補佐	中村 智樹
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第 1 会議録の承認について（第 2 回）

日程第 2 教育長報告

日程第 3 報告第 3 号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第 4 議案第 2 4 号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

議案第 2 5 号 専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会一般職の臨時職員等の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則）

議案第 2 6 号 時津町立小、中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

議案第 2 7 号 時津町立小、中学校管理規則の一部を改正する規則

議案第 2 8 号 時津町教育委員会の組織に関する規則の一部を改正する規則

議案第 2 9 号 外国語指導助手任用規則

議案第 3 0 号 時津町立小中学校学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について

議案第 3 1 号 時津町立小中学校学校評議員の委嘱について

議案第 3 2 号 令和 2 年度時津町教育委員会の努力目標について

議案第 3 3 号 時津町教育委員会事務局職員の人事について

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和2年第4回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第2回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録（第2回）の承認についての件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

無いようですので、令和2年第2回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「はい」の声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和2年第2回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和2年3月3日から令和2年3月23日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第3号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告3号教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての報告を受けたいと思います。

お諮りします。本案は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「はい」の声あり）

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。

本案について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会のため非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第４ 議案第２４号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

○ 相川教育長

続きまして、日程第４、議案の審議等を行います。

議案第２４号専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）も、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。従って、議案第２４号は秘密会で議事進行することに決しました。

議案第２４号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会のため非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第４ 議案第２５号 専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会一般職の臨時職員等の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則）

○ 相川教育長

続きまして、議案第２５号専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会一般職の臨時職員等の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則）の件を議題といたします。

議案第２５号につきまして、事務局の説明をお願いします。

○ 栗山教育総務課長

議案第２５号専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会一般職の臨時職員等の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則）ご説明いたします。

資料下段の「理由」をご覧ください。

本議案は、新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて、時間給で任用する臨時職員等についても、国の非常勤職員への対応に準拠し、有給で措置するため規則を改正しましたが、教育委員会を招集する暇がなく専決処分いたしましたので、教育委員会の承認を得るため、この議案を提出するものであります。改正内容につきましては、資料３頁目の改正案と現行の対照表をご覧ください。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○ 相川教育長

本案の説明について、ご質問等ありませんでしょうか。

○ 宮原教育委員

実際に該当するような職員がいらっしゃったのですか。

○ 栗山教育総務課長

今のところはありません。

○ 川崎教育委員

コロナウイルス感染症拡大防止のための改正ということですが、今後も適用されるのですか。

○ 栗山教育総務課長

今回は、新型コロナウイルスに発するものですが、これを期にコロナウイルスに限らず、月給の臨時職員に認められていた有給休暇等が、時給の臨時職員にも認められることになります。災害等での勤務が難しい場合や病気の場合等でも有給休暇になるということを含んだ改正です。

○ 川崎教育委員

コロナウイルス感染症に限らないということですね。

○ 栗山教育総務課長

はい。また、この規則の改正につきましては、公布日である３月２日から適用されます。

○ 川崎教育委員

わかりました。

○ 吉田教育委員

今回のように、学校が休校となり子どもをみるため仕事に行けなくなった親にも適用されますか。

○ 栗山教育総務課長

はい。子どもが学校に行けないために、保護者の方が仕事に勤務できないといった場合も適用となります。

○ 吉田教育委員

わかりました。

○ 宮原教育委員

適用者の時間や期間の上限等がありますか。

○ 栗山教育総務課長

今回の感染症に関しましては、必要と認められる期間となっており、特段何日以内という規定はありません。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問はありますか。

質問は無いようですので、直ちに採決します。

議案第２５号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第２５号 専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会一般職の臨時職員等の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第４ 議案第２６号 時津町立小、中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

○ 相川教育長

続きまして、議案第２６号時津町立小、中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則についての件を議題といたします。本案につきまして、事務局の説明をお願いします。

○ 岡学校教育課長

議案第２６号時津町立小、中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本議案は、鳴鼓小学校に病弱・身体虚弱の特別支援学級を開設することに伴い、通学区域を指定する必要があるため、また、時津小学校特別支援学級の通学区域を変更する必要があるため改正の議案を提出するものです。

改正内容につきましては、資料に新旧対照表を添付しておりますので、ご確認ください。

以上で、説明をおわります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○ 相川教育長

本案の説明について、ご質問等ありませんでしょうか。

○ 川崎教育委員

町内全域を時津小学校と鳴鼓小学校に区分けをすると受け取っていいのでしょうか。そういった場合、北小学校区はどうなるのでしょうか。

○ 岡学校教育課長

特別支援学級につきましては、それぞれの子どもの状況に応じ随時開設しております。病弱・身体虚弱支援学級につきましては、今まで時津小学校だけでしたが、今回鳴鼓小学校に入学する１年生に、該当する児童がいるとのことで鳴鼓小学校にも開設となりました。北小学校に対象となる児童が出てきた場合には、北小学校で特別支援学級を開設ということもあります。

○ 川崎教育委員

北小学校区には、必要な子どもがいないからということですね。

○ 相川教育長

特別支援学級の開設につきましては、県が、開設が必要と認めた場合には、児童の区域の学校で開設できますが、認められない場合には、特別支援学級がある学校まで通うということもあります。今回は、県から認めていただき鳴鼓小学校にも開設ができたということです。

他に質問はありますか。

議案第２６号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第26号 時津町立小、中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第27号 時津町立小、中学校管理規則の一部を改正する規則について

○ 相川教育長

続きまして、議案第27号時津町立小、中学校管理規則の一部を改正する規則の件を議題といたします。本案につきまして、事務局の説明をお願いします。

○ 岡学校教育課長

議案第27号時津町立小、中学校管理規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が令和元年12月に施行されました。本法律の改正の趣旨は「公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するものであり、教育職員について、市町においても今年度中に規則等で定めるよう、国、県から通知がなされたことから、必要な改正を行うものです。

改正内容としましては、教育職員が所定の時間を超えて業務を行う場合の上限に関する条文第15条第1項で、1か月あたり45時間、1年360時間と規定しております。

教職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合の上限に関する条文第2項で、1か月100時間未満。1年720時間。1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月あたりの平均時間について80時間。そして、1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月と規定しております。

第3項において、教育委員会は、給特法第7条に規定する指針に基づき業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずることを規定しております。

なお、具体的な取り組みを示した「時津町立学校における業務改善アクションプラン等」を作成し、地域や保護者に周知プリント等の配布を準備しているところです。

以上で、説明をおわります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○ 相川教育長

本案の説明について、ご質疑等ありませんでしょうか。

○ 宮原教育委員

第1項と第2項の適用の判断はどこでしょうか。

○ 相川教育長

大きな事件・事案に対応するために会議等迅速に行わなければならない事案が発生した場合に、第2項となります。

○ 宮原教育委員

教育委員会が判断するのですね。

○ 相川教育長

はい。

○ 吉田教育委員

町内の現状はどうなっていますか。

○ 相川教育長

2月の状況ではありますが、80時間を超えた教職員は全小中学校で4・5名です。主に中学校部活の指導に関しての時間外となっています。

先生方にも意識してもらうため、タイムカードでの時間を教育委員会まで報告することとなっており、内容次第では、校長から健康上の指導等行ってもうこととなっています。

県は、2年以内に80時間を0とするとの目標をたてています。

○ 吉田教育委員

タイムカードによる学校にいる時間となるのですね。

○ 相川教育長

はい、そうです。

他に、質問はありませんか。

議案どおりとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第27号 時津町立小、中学校管理規則の一部を改正する規則についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第28号 時津町教育委員会の組織に関する規則の一部を改正する規則

○ 相川教育長

続きまして、議案第 28 号時津町教育委員会の組織に関する規則の一部を改正する規則についての件を議題といたします。本案につきまして、事務局の説明をお願いします。

○ 岡学校教育課長

議案第 28 号時津町教育委員会の組織に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本議案は、学校教育課に配属される学校教育指導主事について、校長職にあるものの組織上の職を「専門幹」としておりますが、教頭職にあるものの組織上の職として「主幹」を設けるため、所要の改正を行うものです。

以上で、説明をおわります。ご審議の程、よろしくお願いします。

○ 相川教育長

本案の説明について、ご質疑等ありませんでしょうか。

議案どおりとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第 28 号 時津町教育委員会の組織に関する規則の一部を改正する規則についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 29 号 外国語指導助手任用規則

○ 相川教育長

続きまして、議案第 29 号外国語指導助手任用規則についての件を議題といたします。本案につきまして、事務局の説明をお願いします。

○ 岡学校教育課長

議案第 29 号外国語指導助手任用規則について、ご説明いたします。

本議案は、外国青年招致事業により任用している外国語指導助手について、令和元年度までは、特別職の非常勤職員でしたが、令和 2 年度より会計年度任用職員へと身分が移行するため、必要な規則を定めるものです。内容としましては、現在までの雇用契約内容と同様のものとなっております、改めて規則で定めるものとなります。

外国青年招致事業により、配置された方については、身分は、一般職の非常勤の会計年度職員となりますが、本町の会計年度任用職員と同じ雇用条件とした場合、取りまとめ団体が示した内容と大きく異なる部分が出てくることから、別途任用規則を設けるものです。近隣の市町においても、今までと同様となるよう規則を定めるとのことでしたので、本町におきましても、今までと同様となるよう規則を定めるものです。

以上で、説明をおわります。

○ 相川教育長

本案の説明について、ご質問はありませんでしょうか。

○ 宮原教育委員

内容は変えないで別の規則を設けるというのは、どういうことですか。

○ 岡学校教育課長

外国語指導助手につきましては、今まで特別職の非常勤職員であったため、本人との雇用契約だけで規則等定めておりませんでした。今回、外国語指導助手の取り扱いが会計年度任用職員となることで、雇用内容が大きく異なる部分が出てくることとなりました。そこで、今までの雇用契約内容と同様となるよう、別途規則を定めることとなりました。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他に、ご質問はありませんでしょうか。

議案どおりとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第29号外国語指導助手任用規則についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第30号 時津町立小中学校学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について

○ 相川教育長

続きまして、議案第30号時津町立小中学校学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱についての件を議題といたします。本案につきまして、事務局の説明をお願いします。

○ 岡学校教育課長

議案第30号時津町立小中学校学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱についてご説明いたします。

本議案は、学校保健安全法第23条の規定により、平成31年度の時津町立小中学校医・

学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について審議をお願いするものでございます。

なお、令和２年度の学校医等につきましては、「時津町立小中学校学校医・学校歯科医・学校薬剤師一覧」を添付しておりますのでご覧ください。前年度からの変更はございません。

以上で説明をおわります。

○ 相川教育長

本案の説明について、ご質問等ありませんでしょうか。

○ 宮原教育委員

学校医等は、どうやって決めるのですか。

○ 岡学校教育課長

西彼医師会・西彼歯科医師会等に、推薦いただいております。

○ 相川教育長

他に、ご質問はありませんでしょうか。

議案どおりとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます

従いまして、議案第３０号 時津町立小中学校学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第４ 議案第３１号 時津町立小中学校学校評議員の委嘱について

○ 相川教育長

続きまして、議案第３１号時津町立小中学校学校評議員の委嘱についての件を議題といたします。本案につきまして、事務局の説明をお願いします。

○ 岡学校教育課長

議案第３１号時津町立小中学校学校評議員の委嘱についてご説明いたします。

本議案は、時津町立小中学校管理規則第１７条３項に基づき提出するものです。資料をご覧ください。令和２年４月１日付けで町立小中学校学校評議員の委嘱を行うものでございます。これは、町立小中学校管理規則に、学校長の求めにより学教評議員を置く。評議員は学校長の推薦により教育委員会が委嘱するという規定に基づくものでございます。添付の令和２年度町立小中学校学校評議員一覧をご覧ください。令和２年度は鳴鼓小学校の評議員３名と時津中学校の評議員１名が新たに推薦されております。

以上で議案第３１号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案の説明について、ご質問等ありませんでしょうか。

○ 川崎教育委員

評議員の役割は、何ですか。

○ 岡学校教育課長

学校長の求めに応じて、学校運営等に意見をさせていただくこととなっております。

○ 相川教育長

校長の経営について意見をいただいたり、学校の評価をしていただいております。評議委員会は、年に２～３回開催されております。

他に、ご質問はありませんでしょうか。

議案どおりとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます

従いまして、議案第３１号時津町立小中学校学校評議員の委嘱についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第４ 議案第３２号 令和２年度時津町教育委員会の努力目標について

○ 相川教育長

続きまして、議案第３２号令和２年度時津町教育委員会の努力目標についての件を議題といたします。本案につきまして、事務局の説明をお願いします。

○ 栗山教育総務課長

議案第３２号令和２年度時津町教育委員会の努力目標についてご説明いたします。

令和２年度時津町教育委員会の努力目標を作成いたしましたので、議案として提出するものです。資料２頁をご覧ください。

令和２年度時津町教育委員会努力目標としまして、主な内容につきましては、各課毎にご説明いたします。

まず、教育総務関係になります。

１ 教育委員会の適切な運営の（２）時津町教育振興基本計画の策定を行います。国及び県の第３期教育振興基本計画を参酌し、現行の時津町教育振興基本計画が平成２８年から令和２年度までの計画となりますので、この後の総合教育会議で協議します教育大綱を踏まえ

令和２年度に新たな教育振興計画を策定いたします。

２ 安全・安心でのびのびと学習できる教育環境の整備の（１）学校施設・設備の整備充実としまして、町立小中学校のトイレ施設の改修等を行います。情報通信ネットワーク環境施設整備においては、各学校の児童生徒１人１台のパソコンを配置するための校内無線ＬＡＮの整備を行います。また、新たな給食センター建設を踏まえ、建築用地の取得を行います。

３ 就学支援・青少年の健全育成活動の充実・促進としましては、（１）就学資金貸付制度及び就学援助の適切な運用を引き続き取り組んでまいります。また、令和元年度に社会教育課から教育総務課に移管されました（２）のとぎつつ子の夢を育む補助金交付事業の適切な運用に努めてまいります。教育総務課は以上でございます。

○ 岡学校教育課長

次に、学校教育関係になります。

１ 将来を豊かに生きる力の基礎を培う学校教育の推進として（１）から（８）まで記載しております。主な内容につきまして説明いたします。

（１）確かな学力の向上として、④外国語指導助手の活用等により、小学校における外国語教育の充実に努めます。また、イングリッシュディキャンプや、中学生の海外派遣事業、「長崎県イングリッシュパフォーマンスコンテスト時津町代表選考会」を実施する等、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。また、⑥の国が進める「ＧＩＧＡスクール構想の実現」を注視し、ＩＣＴ活用により、子どもたちの学習への興味関心を高め、わかりやすい授業や子どもたちの主体的・協働的な学びの実現を目指します。令和２年度におきましては、小学５年・６年生、中学１年生の端末整備に取り組めます。以降国のスケジュールに基づき進めてまいります。⑦学校の組織力向上による安定した学校運営の確保、円滑な学校経営の支援による学校環境の充実に努めるため、４月から新たに学校経営指導員を配置します。

（８）地域とともにある学校づくりと家庭・学校・地域等との連携の充実としましては、①コミュニティスクール拡大に取り組んでまいります。学校教育課は、以上でございます。

○ 蒔添社会教育課長

社会教育関係は、７項目記載しております。

１ 生涯学習体制の充実・活動の推進の（１）生涯学習活動の推進におきましては、①「五つのしおり」の啓発、推進に努め、全町的な「五つのしおり」の実践を推進してまいります。また、②、③各種公民館教室や軽スポーツ教室など、子どもから高齢者に至るまで、それぞれのライフステージ合わせ学習機会の提供を行い、町民の継続的な学習意欲の向上を図ってまいります。（２）読書活動の推進につきましては、「第三次時津町子ども読書活動推進計画」に基づき家庭における子ども読書活動の推進を図るため、家読（うちどく）の普及、啓発に努めてまいります。

２ 生涯スポーツ体制の充実・活動の推進につきましては、（１）生涯スポーツ活動の推進として海洋センター艇庫の改修を行い、さらに、多目的な利用ができるようなスペースを

新たに増築してつくる計画をたてております。それとともに、救助艇及びサップの新規購入を行い海洋性スポーツの普及を図ります。

3 芸術・文化の養成としましては、とぎつカナリーホールを拠点にすぐれた芸術・文化に親しむ場を提供していきます。

4 歴史・伝統の保存、伝承につきましては、（１）歴史・文化遺産の適切な保全・整備として茶屋（本陣）の左側半分を改修し、子どもたちの学習支援の場とすると共に、座敷等については地域資源として内外に示すことができるよう整備してまいります。

5 家庭の教育力の向上につきましては、（１）家庭教育支援体制の充実として、元村・左底郷で実施しています「エンジョイ！パパ・ママ事業」の充実と実施地域の拡大を図ります。また、「ながさきファミリープログラム」を活用した学級PTAや家庭教育学級の充実に努めてまいります。

6 青少年健全育成につきましては、（１）青少年健全育成体制の強化・活動の推進として、青少年健全育成町民会議と協力し、「子褒め事業」「通学合宿」「子ども１１０番の家」の充実、促進に努めていきます。

7 地域の教育力の向上につきましては、地域学校協働活動の推進として、学校、家庭、地域の連携を図り、学校支援会議に係る情報交換や研修会を実施し、活動の拡大や活性化を推進してまいります。以上で社会教育課からの説明を終わります。

○ 相川教育長

本案の説明について、ご質問はないでしょうか。

○ 宮原教育委員

学校教育関係の学力の向上に、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。そのためには、(7)の教職員の質の向上にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

社会教育関係の生涯スポーツ活動の推進で、艇庫の改修とのことでしたが、こういったものができるのですか。

○ 蒔添社会教育課長

アリーナと艇庫の間にある70㎡のスペースに、机・椅子・プロジェクター等の資材を用意して、学習ができる部屋に。また、トイレが1基だけですのでトイレを増設して、これまでに活用できるよう改修を予定しています。海洋性スポーツでは、サップ等活用して、これまでになかったスポーツができるのではないかと考えています。

○ 宮原教育委員

時津は海等に恵まれていますので、是非とも進めていただきたいと思います。

○ 吉田教育委員

教育総務関係の町立小中学校のトイレの改修は、どこまで予定されていますか。

○ 栗山教育総務課長

時津東小学校は終了しましたので、令和２年度内に、東小学校を除いた３校の小学校と、中学校２校の改修を予定しています。

○ 吉田教育委員

とぎつつ子の夢を育む補助金は、こういった事で、社会教育課から教育総務課に移管されたのですか。

○ 栗山教育総務課長

教育総務課において、補助金関係の業務を行っていることや業務バランス等考慮して、教育総務課が妥当とのことで、移管となりました。

○ 吉田教育委員

海外派遣事業は、どうなっていますか。

○ 松園教育次長

２月末に今年度においては、コロナウィルス感染症のため実施しないと決定し、予算は令和２年度に繰り越しております。選考会で選ばれた１０名の生徒につきましては、２年度に希望すれば参加できることとなっております。ですので、令和２年度は、元年度に選考された１０名と令和２年度に選考される１０名の２０名となることがあっても対応できるよう予算の準備もできています。

○ 吉田教育委員

わかりました。

社会教育関係につきまして、読書は小さい頃から始めないと定着しないと言われていました。

他課でもブックスタート事業を行っているようですが、課が違っても読書活動推進として連携がとれないでしょうか。

それから、「子ども１１０番の家」ですが、町内で１１０番の家を通した事案等はなかったですか。

○ 蒔添社会教育課長

毎年、「子ども１１０番の家」を実施いただいている方々の情報意見交換会を開催しておりますが、その中で、事件・事案等は伺っておりません。

○ 吉田教育委員

入学時に新入学児を連れた保護者の方が、１１０番の家の方にあいさつに来られたことがあったと聞きました。「子ども１１０番の家」は必要と思います。

○ 蒔添社会教育課長

支援をしながら、活動の充実・促進に努めていきたいと思っております。

○ 川崎教育委員

教育委員会努力目標と、時津町教育大綱の整合性はどうなっていますか。

○ 栗山教育総務課長

教育大綱は、町長部局が作成するものとなっております。その教育大綱に沿って教育委員会で努力目標を作成しております。

○ 相川教育長

他にございませんか。

では、議案第32号は可決ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、議案第32号 令和2年度時津町教育委員会の努力目標についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第33号 時津町教育委員会事務局職員の人事について

○ 相川教育長

続きまして、日程第4、議案第33号時津町教育委員会事務局職員の人事についての件を議題といたします。本案につきまして、事務局の説明をお願いします。

○ 栗山教育総務課長

議案第33号時津町教育委員会事務局職員の人事についてご説明いたします。

令和2年3月31及び4月1日付の時津町教育委員会事務局の人事について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定に基づき、この議案を提出するものです。

資料2頁の上段、退職をご覧ください。再任用職員は任期が1年となっておりますので、教育総務課の前田眞由美主事が3月31日付で町長部局へ出向いたします。学校教育課熊本崇専門幹は学校現場へ復帰のため3月31日付で町長部局へ出向となります。

資料3段目、町長部局への出向につきましては、教育総務課中村智樹課長補佐が、行政管理課へ。学校教育課岡由紀子課長が税務課へ。社会教育課山下智美参事兼係長が住民環境課へ。社会教育課池田陽介主任が産業振興課へ異動となります。

資料2段目の教育委員会への異動は、住民環境課前田和彦課長補佐が教育総務課課長補佐に、前田眞由美主事が再任用として参ります。税務課帯山保磨課長が学校教育課課長として参ります。また、山本将司氏が学校教育課主幹として参ります。高齢者支援課尾道輝寿参事兼係長が社会教育課に参ります。

以上で説明を終わります。

○ 相川教育長

本案の説明について、ご質問はありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案３３号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第３３号時津町教育委員会事務局の人事についての件は、原案どおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これもちまして、令和２年第４回時津町教育委員会会議を閉会します。